

港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四

三号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、最近の港湾における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物埋立護岸及び海洋性廃棄物処理施設の整備を促進するため、これらの施設に係る港湾工事の費用に対する国の負担割合を引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部改正

廃棄物埋立護岸及び海洋性廃棄物処理施設を建設又は改良する港湾工事の費用について、港湾管理者施行の場合の国の補助率及び国土交通大臣施行の場合の国の負担率を、現行の十分の二・五以内から三分の一以内に引き上げる。

二、施行期日

この法律は、平成十九年四月一日又は公布の日の日いずれか遅い日から施行することとする。